

令和8年度 入札・契約制度の改正について（測量・建設コンサルタント等業務）

東広島市総務部契約課（R8.4）

東広島市総務部検査課（R8.4）

東広島市の入札・契約制度に係る要綱（入札公告共通事項）を一部改正しました。

要綱等の名称	主な改正・制定内容
業務委託契約約款	・支払遅延に対する遅延利息の率を改正します。 (2.5パーセント→3.0パーセント)
業務委託契約約款様式	・請求書様式を改正します。
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（コンサル等業務）	・業務の経験・実績の対象年度を改正します。 (H22.4.1以降→H23.4.1以降)
東広島市測量等コンサルタント業務最低制限価格設定事務取扱要領	・基準価格（上限額）に対しても当該額の0%から0.5%の範囲において電子計算機の乱数機能によって自動調整した額を加えた額を最低制限価格とします。 ・予定価格以下で入札した入札者全ての入札金額が最低制限価格を下回る場合には、基準価格を最低制限価格に読み替えて落札候補者を決定します。 ※詳細は別紙のとおり。
東広島市建設コンサルタント等業務成績評定要領	・業務成績評定要領を制定します。 ・最終契約金額が500万円を超える建設コンサルタント等業務（地質調査業務、測量業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務及び建築設計等業務（監理業務を除く））を評定対象とします。 ・単純調査業務及び災害等に伴う緊急業務は評定対象外とします。 ・令和8年4月1日以後に請負契約を締結する建設コンサルタント等業務から適用します。

◎改正後の約款等については令和8年4月1日付けで契約課・検査課ホームページにおいて掲載しますので、併せてご確認ください。

【契約課：約款等】

ホーム>組織から探す>総務部>契約課>5 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(要綱・制度等)>建設工事等関係規則・要綱・要領、契約約款

【検査課：業務成績評定】

ホーム>組織から探す>総務部>検査課>監督・検査関連資料>東広島市建設コンサルタント等業務成績評定要領

● ランダム係数による入札不調への対策について

1 概要

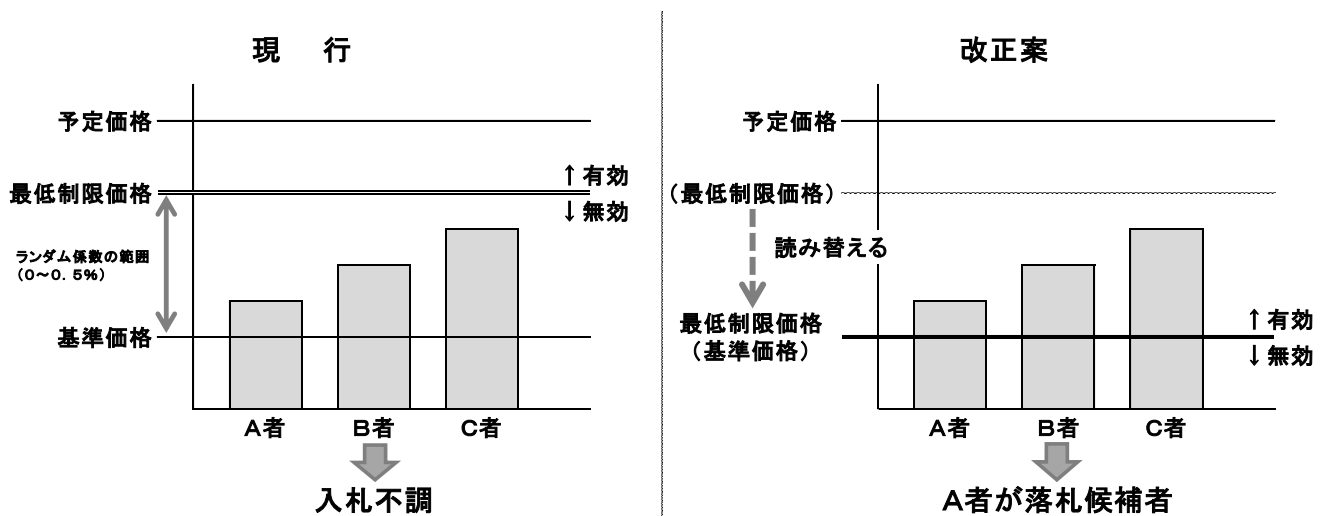
測量等コンサルタント業務の競争入札において、全ての入札者の入札金額が最低制限価格を下回ることによる入札不調が毎年生じ、再入札を行っていることから、早期に業務に着手できるよう対策を講じるものです。

2 本市の現状

本市では、適正な契約の履行を確保する最低制限価格基準価格（以下「基準価格」という。）に、0～0.5%の範囲においてコンピューターが自動調整した乱数である変動率を基準価格に乗じた額を加えて（ランダム係数を適用して）最低制限価格を決定しています。

3 改正内容

予定価格以下で入札した入札者全ての入札金額が最低制限価格を下回る場合には、基準価格を最低制限価格に読み替えて落札候補者を決定するよう運用を改めるものです。このような事案が発生した場合、開札結果の公表については最終結果（基準価格を最低制限価格と読み替えたもの）のみを公表することとします。



4 適用日

令和8年4月1日以降に公告又は指名等通知する案件から適用します。